



新発田民主商工会
 新発田市豊町2-3-3
 Tel.0254-22-4390
 FAX 22-4705
 2020. 2. 17
 NO 2191

「消費税」「憲法」2つの署名にご協力を

民商では、「消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求める請願」と「改憲議に反対する全国緊急署名」の2つの署名に取り組んでいます。消費税引き下げの実現と危険な改憲を阻止するために、友人・知人など周りにも署名を広げ、世論を盛り上げましょう。

支部の申告書作成会で署名用紙を配布しますので、ぜひご協力をお願いします。

※鉛筆での記入は無効となります。必ずペンで記入をお願いします。

※苗字が同じでも「カ」とはしないようにお願いします。

まわりの仲間に民商の紹介を！

みなさんの周りに「売上や経費をどうやってまとめればいいのか分からない」「複数税率になつて消費税の申告が難しい」「開業したばかりで何も分からない」といった人がいたら、「民商へ行ってみたら」と声をかけましょう。



「3・13 重税反対統一行動

新発田北蒲集会」(集団申告)

日時 3月13日(金)

午前9時10分開会

会場 新発田市生涯学習センター 講堂

※市役所第3駐車場(文化会館となり)または
 第4駐車場(旧市役所跡)をご利用ください



「換価の猶予」学習・相談会

消費税の引き上げで納税額が増え、「一度に納付できない」という方も多いと思います。一度に税金を納付することで事業の継続や生活の維持が困難になるおそれがある場合には、申請により「換価の猶予」を受け、分納することができます。

新発田民商では、左記の日程で学習・相談会を行います。

とき 3月24日(火) 夜7時

会場 新発田民商事務所2階

一人親方労災保険に加入している皆さん

来年度(令和2年度)の「給付基礎日額」の変更を希望する方や、一人親方労災保険からの脱退を希望する方は、3月13日(金)までに民商事務所までご連絡ください。



3月末までに労働局に申請しないと、「給付基礎日額」の変更ができなかったり、来年度の保険料が発生したりしますのでご注意ください。

「一人親方労災保険」の加入は民商で

労働者を雇用していない事業主(一人親方)も労災保険に加入できます。「新発田民商建設業一人親方組合」で建設業関係(大工、とび、左官など)の方が加入できます。また、運送事業の方も「新商連運送業部会」を通じて加入できるようになりました。ぜひ民商にご相談ください。



今後の日程

2月18日(火) … 弁護士による「法律相談」

(相談希望の方は事前にご予約ください)

2月19日(水) … 3・13重税反対統一行動

新発田北蒲集会 実行委員会

2月19日(水) … 聖籠支部役員会